

## 社会教育関係団体に対する補助金一覧（令和4年度分）

（単位：千円）

補助金の名称	補助の目的	補助の対象となる事項	補助対象となる社会教育関係団体	R4予算額	R3支出額		備考	担当課
					団体名	補助額		
PTCA連合会事業補助金	古賀市小・中学校PTCA連合会の連携を深め、学校、地域、家庭における児童、生徒の健全育成に寄与することを目的とする。	(1)講演会事業 (2)広報事業 (3)研修事業	古賀市小・中学校PTCA連合会	300	古賀市小・中学校PTCA連合会	56	補助対象経費の1/2 上限300,000円 対象経費は報償費、使用料及び賃借料、需用費（食糧費は除く）、通信運搬費	生涯学習推進課
子ども育成会活動事業補助金	古賀市子ども会育成会連合会が実施する子ども育成活動事業を支援することで、子どもたちの主体性や協調性を育むとともに、次世代の担い手を育成することを目的とする。	(1)子ども会育成会指導者育成事業 (2)子ども会リーダー育成事業 (3)球技大会事業	古賀市子ども会育成会連合会	600	子ども会育成会連合会	0	補助金額は予算の範囲内で、補助対象経費の10/10 対象経費は報償費、需用費（食糧費は除く）、役務費、使用料及び賃料、旅費（内部会議に係るものは除く）	青少年育成課
少年の船事業補助金	古賀市少年の船の会が実施する少年の船事業を支援することで、子どもたちの主体性や協調性を育むとともに、次世代の担い手を育成することを目的とする。	少年の船事業（事前研修、本研修、事後研修）	古賀市少年の船の会	1,300	少年の船の会	917	補助金額は予算の範囲内で、旅費は補助対象額の1/2でその他は補助対象経費の10/10 対象経費は報償費、需用費（食糧費は除く）、役務費、使用料及び賃料、旅費（内部会議に係るものは除く。対象は参加スタッフに限る）	青少年育成課
青少年育成事業補助金	古賀市青少年育成市民会議が実施する青少年育成事業を支援することで、子どもたちの主体性や協調性を育むとともに、次世代の担い手を育成することを目的とする。	(1)青少年健全育成大会事業 (2)少年少女の主張作文事業	古賀市青少年育成市民会議	200	青少年育成市民会議	200	補助金額は予算の範囲内で、補助対象経費の10/10 対象経費は報償費、需用費（食糧費は除く）、役務費、使用料及び賃料、旅費（内部会議に係るものは除く）	青少年育成課
スポーツ大会出場奨励補助金	大会への出場を促し、選手の技術を高めるとともに、スポーツ活動の支援及び活性化を図り、もって古賀市のスポーツの振興に寄与することを目的とする。	(1)国、地方公共団体、公益法人等が主催、共催、又は後援するスポーツの全国又は国際大会であること。ただし、古賀市立中学校部活動大会参加補助金の交付対象となる場合やその他本市が行う他の補助事業等の交付対象となる場合を除く。 (2)地方予選を経て出場資格を取得した大会又は競技成績その他明確かつ厳正な基準のもとに推薦等されて出場する大会であること	【個人】①～③をすべて満たす者 ①市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があること ②大会要項等に定められた登録選手 ③次号に規定する団体の構成員として大会に出場するものでないこと 【団体】 大会要項等に定められた当該団体の登録選手の半数以上が市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があるもの	800	市内活動団体及び個人 個人 3人 団体 7件	620	【全国大会】 個人（1万円）、団体（10万円以内） 【国際大会】 個人（3万円）、団体（30万円以内） ※団体出場の場合は算定対象者（要項に定められた市内在住の選手、監督等）に1万円（国際大会は3万円）を乗じた額を奨励補助額とする。	生涯学習推進課